

2004.6.14/A

厚生労働科学研究所  
平成十六年度報告書

(政策科学推進研究事業)  
我が国の所得・資産格差の  
実証分析と社会保障の給付と  
負担の在り方に関する研究

主任研究者 金子能宏  
(国立社会保障・人口問題研究所)

2005.3

平成16年度厚生労働科学研究費補助金  
政策科学推進研究事業研究報告書

我が国の所得・資産格差の実証分析と  
社会保障の給付と負担の在り方に関する研究

平成16年度総括研究報告書

平成17年3月

主任研究者 金子 能宏(国立社会保障・人口問題研究所)

## 目 次

I.	平成16年度 総括研究報告 金子能宏（国立社会保障・人口問題研究所）	1
II.	分担研究報告（概要、平成16年度） 主任・分担研究者及び研究協力者	7
III.	研究報告（平成16年度）	31
1.	所得格差の変化と年金改革の視点 金子能宏（国立社会保障・人口問題研究所）	33
2.	所得分配の不平等化と貧困率の増加 橋木俊詔（京都大学経済学部）	45
3.	所得格差の国際動向：経済協力開発機構の国際比較データから 金子能宏（国立社会保障・人口問題研究所） 小島克久（国立社会保障・人口問題研究所） 山田篤裕（慶應義塾大学経済学部）	55
4.	資産格差の国際比較—ルクセンブルク所得研究における検討状況— 小島克久（国立社会保障・人口問題研究所）	81
5.	高齢者の世帯状態の分析—資産格差の視点から— 小島克久（国立社会保障・人口問題研究所）	95
6.	世帯構造と所得格差に関する分析 森田陽子（名古屋市立大学経済学部）	115
7.	雇用と年金—高齢期における勤労収入の所得格差・低所得率への影響— 山田篤裕（慶應義塾大学経済学部）	133
8.	元野宿生活者への生活保障—公的扶助と民間セクターによる居住支援 稻田七海（お茶の水女子大学大学院博士後期課程） 金子能宏（国立社会保障・人口問題研究所）	157
9.	アメリカにおける資産格差、世代間格差、社会保障改革等に関する 最近の研究動向—2004年NBER Summer Institute 報告論文のサーベイー 宮里尚三（国立社会保障・人口問題研究所）	173
10.	所得格差と世代間の公平性を考慮した社会保障財政の方向性 金子能宏（国立社会保障・人口問題研究所）	187
11.	「所得再分配調査」の再集計スクリプトの作成 山本克也（国立社会保障・人口問題研究所）	203

# **平成16年度 総括研究報告**

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）  
「我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」  
平成16年度総括研究報告

主任研究者  
金子 能宏  
(国立社会保障・人口問題研究所)

**研究要旨：**本研究は、「所得再分配調査」等を用いた実証分析に基づき、家計ベースでみた社会保障の給付と負担の実態、及びいわゆる低所得者とされる層を中心とした所得・資産格差の実態を明らかにし、さらに別途諸外国の状況についても比較分析を行った上で、制度改革による所得再分配効果を視点に理論的分析及びシミュレーション分析を行いつつ、持続的成長と所得・資産格差是正との調和を可能とするセーフティネットとしての社会保障の在り方やその条件について考察・研究するものである。平成16年度は、①所得・資産格差の実態把握と再分配効果の計測、及び②家計ベースでみた社会保障負担の在り方の分析、及び低所得者層の実態把握を行うために、「所得再分配調査」「国民生活基礎調査」「全国消費実態調査」等の使用申請を順次行い、実証分析する計画である。「所得再分配調査」については使用許諾を得たので、再集計を行いその検討を班会議で行う。その他の統計調査については引き続き使用申請手続きを行い、実証分析の準備をさらに進める。分析手法や既存研究を知るための有識者に対するヒアリングについては、平成16年度、橘木俊詔教授を中心とする「所得再分配調査」に基づく研究班会議（年4～5回、1回につき2名の報告者）、及びホリオカ大阪大学教授を中心とする家計のマイクロデータに基づく社会保障の給付と負担に関する研究班会議（年2～3回、1回につき2名の報告者）を開催し、継続的にヒアリングを行っている。

低所得が一時的か恒常的かを含めた生活実態を把握するため業務委託を行い、個人のプライバシーに配慮した形で2時点のパネル・データ調査を実施し、所得変動を考慮した場合の低所得者層に対する再分配効果の推計を行うためエビデンスを収集することについては、平成16年度、パネル1年目の予備的調査を企画・実施している。調査票の内容については、外部有識者の研究協力を仰ぎながら、資産状況に注目し、リバース・モーゲージ、Death Dutyの可能性も検討できるよう配慮している。

国際比較については、平成16年度、カナダ日本社会保障政策研究円卓会議を活用した税財源による年金・医療及び家族手当・控除制度のもとでの再分配効果と我が国との比較研究を行うことについては、カナダ日本学会・在日カナダ大使館から招聘を受けて、平成16年10月にカナダのピクトリア市で開催された同学会第25回大会に金子能宏と小島克久が出席し、それぞれ報告を行った。ルクセンブルグ所得研究(LIS)、OECD等のデータを活用しながら、OECDにおける所得格差等の社会経済要因と医療・介護の実態に関する比較研究プロジェクトと情報交換等を行う(平成16・17年度)ことについては、OECDの所得格差国際比較研究プロジェクトのミラデルコ研究リーダーとの研究協力、及び医療・介護の実態比較研究プロジェクトのラフォルチューン研究リーダーとの研究協力を進めている。平成17年2月に開催される後者の研究会合には、本研究班のメンバーのうち1名が出席する予定である。

社会保障の負担と給付が家計と経済に及ぼす影響を合わせて分析することができるマイクロシミュレーションの展開を学ぶため、全米経済研究所(NBER)夏期研究大会(平成16年度)、国際社会保障比較研究学会、国際財政学会等(平成17年度)等の研究動向のフォローすることについては、金子能宏と宮里尚三が、平成16年8月にNBER夏期研究大会に出席し学識経験者からのヒアリング等を行った

分担研究者	
橘木俊詔	京都大学大学院経済学 研究科 教授
小島克久	国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部 第3室長
森田陽子	名古屋市立大学経済学 部 助教授

山田篤裕	慶應義塾大学経済学部 講師
山本克也	国立社会保障・人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部 第4室長
宮里尚三	国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部 第3室研究員

## A. 研究目的

本研究は、「所得再分配調査」等を用いた実証分析に基づき、家計ベースでみた社会保障の給付と負担の実態、及びいわゆる低所得者とされる実層を中心とした所得・資産格差の実態を明らかにし、さらに別途諸外国の状況についても比較分析を行った。制度改革による所得再分配効果を視点に理論的分析及びシミュレーション分析を行つて、持続的成長と所得の格差を正と調和を可能とする条件についての考察・研究がある。我が国では所得格差は拡大傾向にある。経済不況や雇用情勢も相まって所得格差の状況やその中、再分配の役割を担う社会保障の在り方に対する議論が高まっている。再分配についても、企業や家計が給付と負担の観察からも全体的な構成を見た負担の在り方とが求められている。本研究では、所得格差に加えて資産格差にも配慮しつつ、それらの議論に対応した基礎資料を提供することを目的としている。

## B. 研究方法

本研究ではまず、厚生労働省「所得再分配調査」の個票データを用いたりしてこれまでの研究成果を活用したりして各種の分析を行った。厚生労働省「所得再分配調査」については、初年度は必要な集計表等作成のための個票データと使用申請書を行い、必要なデータと国際データを行つて、必要な分析を行つた。これにより次年度における実証分析を得るために基盤を整えた。また、所得源泉別、コホート別、男女別等の分析があるので、その導入として、所得源泉別のジニ係数の要因分解を行つた。

次に、我が国の所得格差や貧困率の国際的な位置を把握するため、経済協力開発機構（OECD）の研究報告等を活用して把握して、我が国の所得格差や貧困率の水準の把握と国際比較を行つた。特に、我が国をはじめとする先進諸国をはじめとするOECD加盟国の所得格差の時系列での変化も把握を行い、我が国にとって重要な政策課題を提起した。

所得格差に並んで資産格差も重要であるが、データの利用可能性から包括的な分析は所得格差に比べて困難など

である。そこで、資産格差の国際比較の試みの動向を把握した。また、現在利用可能なデータでどの程度資産格差の分析が可能であるかを把握するため、総務省統計局「全国消費実態調査」等の官庁統計やこれまでの分析は所得格差が大きくなる高齢者について行った。

その高齢者について、我が国では、他の先進諸国と比較すると、「就業する年金受給者」の割合が高い。この前どん高齢者の就業を促進した場合、どのような問題が生じうるかについて、厚生労働省「所得再分配調査」を活用した分析を行つた。勤労収入が所得格差や貧困に与える影響を定量的に分析した。

現役世代に向けると、女性の高学歴化や社会進出に伴い、世帯化ダラス=きと負けて、離婚率が高まる。所得が厚生労働省「所得再分配調査」を活用して分析した。これにより、税制や社会政策を検証した。

経済不況や雇用情勢の悪化は、野宿生活者（ホームレス）を増加させる。彼らは所得格差の下位面に位置するだけではなく、様々な場面での支援が必要となる。この態勢を、これまでの野宿生活の研究分析における支援の実施と、セクターによる支援の実施を行つた。特に、民間セクターとの連携についての分析も行った。

所得格差や資産格差の問題は我が国特有のものではない。特にアメリカは我が国より所得格差が大きい。そこで、アメリカにおける所得関連する政策研究の動向のサーベイを行つた。

### （倫理面への配慮）

本研究では、研究テーマによっては、個票データを取り扱うので、個票の取り扱いには細心の注意を払い、個人情報保護に留意した。

## C. 研究結果

(1) 我が国の所得格差は、OECD加盟国間では中位にあるが、先進諸国に限って

分析を行うと、高い位置にある。貧困率の水準についても同様の傾向があつた。また、時系列で見ると、我が国との所得格差は、ジニ係数の変化で見ると低い伸びとなつてゐるが、先進諸国間で比較すると高い伸びとなつてゐる。

この点に関連して、「所得再分配調査」を再集計した結果、1990年代から2002年までの間、雇用所得の変化がジニ係数の増加にみられる格差拡大に寄与したのに対して、年金給付は、1994年の年金改革以来、報酬比例部分と基礎年金との比率が変化してきたため、再分配後の所得の不平等度を減少させるように寄与していることが示された。(2)高齢者の所得格差は総じて年齢総数よりも低いが、我が国の場合には高齢者の方が大きな所得格差となつてゐる。また、ひとり親世帯の貧困率は高いことも明らかになつた。また、高齢者や疾病や障害を負った者、若年層等でも貧困に陥るリスクが高いことも我が国の高い所得格差につながっているものと考えられる。

(3)資産格差の包括的な国際比較のためのプロジェクトとしてルクセンブルク資産研究の準備が進められている。我が国はこれに参加していないが、参加各國から提供されるデータを見ると、調査項目となつてゐる資産等の差異が大きいことが分かった。

(4)我が国の高齢者の資産格差を、貯蓄と住宅について見ると、以下のことが明らかになった。①資産格差は大きいこと、②高齢者の家族形態により格差の様相が異なり、特に単独世帯では貯蓄がない、持ち家がないといった世帯が多くなる、③所得格差との関係を見ると、おおむね高所得層ほど資産が多い傾向にあるが、そうでないケースもある程度存在し、高齢者の多様性が所得、資産の両方で見られることが明らかになつた。

(5)就業している高齢者について分析すると、1990年代と比較して2000年において依然として高齢者の勤労収入は高齢者間の所得格差の大部分を説明すること、2000年になって「就業する年金受給者」の低所得リスクは通減していること、ただし「非就業の年金受給者」の低リスクは増大していること、男性配偶者との死別時の所得下落の最大要因は勤労収入だが、1990年代半ばとは相違し公的年金がその落ち込みを回避する方向で機能しはじめていることが明らかになつた。

(6)世帯主の所得と配偶者の就業との関係を見ると、世帯主の所得が高いほど、配偶者の有業率は低い。しかし、この関係は、近年弱まる傾向にある。世帯

主が高所得の場合、配偶者の有業率は低いが、有業している場合、その平均所得は高い。世帯の所得格差の正には、配偶者の所得割合は小さくない。しかし、世帯主が高所得である配偶者の所得格差に何らかの影響を与えてゐる可能性がある。また、片親と未婚の子のみの世帯、中でも母子世帯は低所得世帯が多いことも明らかになつた。

(7)所得格差の一つの極にあると思われる野宿生活者について分析すると、野宿生活期間、健康状態（通院回数）、出身地等からの異なる特性が明らかになつた。彼らに対する活動として、アウトリーチ活動が有効であり、特に民間支援団体の役割が重要であるとともに、地方自治体との連携も重要であることを明らかにした。

(8)アメリカにおける研究動向を見ると、健康状態の変化や賃金ショック、運用収益変動リスクといったリスク要因を考慮した研究が多く見られたのが特徴的である一方で、幸福度（Well-Being）の側面を重視した研究が行われている。また90年代のアメリカの株価上昇が資産格差にはそれほど影響しおらず、世帯構造の変化が90年代の資産格差を説明できるという研究もあった。

#### D. 考察

我が国の所得格差は、先進諸国間の比較において高い位置にあり、時系列でも拡大傾向にあることが、今回公表されたOECDの資料によつて確認された。所得格差が拡大している背景には、我が国の場合、高齢化、疾病や障害を負った者の增加、フリーターの就業環境の悪化、ひとり親世帯の増加といった家族形態の変容が考えられる。高齢者の所得格差の変化にも影響を与えたことを考えると、このことは我が国だけの要因ではないことも分かる。

その一方で、就業している高齢者や、高所得同士の夫婦の存在があり、我が国における所得格差は様々な面で変化が生じている。

そして、近年増加している野宿生活者に対するには、所得格差の一つの極から脱するためには、彼らに対するきめ細かい活動を、官民の協力で実施する必要がある。

#### E. 結論

所得格差の拡大は、高齢者等の貧困に陥りやすい集団の存在がある。そのため、各種の貧困対策の重要性が確認された。現在でも内閣府「高齢社会対

策大綱」、「青少年育成施策大綱」、「少子化社会対策大綱」において、高齢者、若者、その他支援が必要な人々に対する所得保障や就業対策等の政策の実施が謳われている。こうした宿生官民協力といった新たな政策手法も取り入れることで、貧困の増加等を防止し、所得格差の過度な拡大を防ぐことができるのではないかと思われる。

F. 健康危険情報  
なし

G. 研究発表

1. 論文発表

橋木俊詔(2004)編『封印される不平等』東洋経済新報社。  
金子能宏(2005)「少子高齢化社会の社会保障財政」『ジュリスト』2005.  
1.1-15号(No. 1282)

2. 学会発表

小島克久「人口・世帯構造と所得格差」,日本人口学会第56回大会,2004年6月11日,東京大学。  
Katsuhisa Kojima, "The trend of income difference in Japan", East-west center International Conference 2004 Tokyo, Aug. 3, Nihon University.

H. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

# 分担研究報告(概要、平成16年度)

## (分担) 研究報告書

所得格差の変化と年金改革の視点  
(我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究)

## 主任研究者

金子 能宏（国立人口問題・社会保障研究所）

## 研究要旨：

本分析では、日本経済や労働市場の変化と関連しながら顕在化しつつある所得格差に対して、公的年金がどのような役割を果たすことができるのか、「所得再分配調査」の再集計結果を用いながら考察する。所得の不平等度を測る指標としてしばしば用いられるジニ係数は、所得が複数の所得源泉から構成される場合、それぞれの所得源泉別のジニ係数に分解することができ、所得合計のジニ係数はそれぞれのウェイト付けされた源泉別ジニ係数の合計と等しくなることが知られている。このようなジニ係数の分解を、当初所得に年金・恩給とその他の社会保障給付を加えた所得移転後の世帯等価所得に適用して、「所得再分配調査」の再集計を行った。その結果、1990年代から2002年までの間、雇用所得の変化がジニ係数の増加にみられる格差拡大に寄与したのに対して、年金給付は、1994年の年金改革以来、報酬比例部分と基礎年金との比率が変化してきたため、再分配後の所得の不平等度を減少させるように寄与していることが示された。世代間の公平性と年金財政の安定化にも資する給付の見直しのもとでも、基礎年金の財源を安定化させ給付を維持することにより、再分配効果が發揮され、世代間の公平性と世代内の公平性をバランスさせることのできる年金改革が、今後可能になることが期待される。

## A. 研究目的

所得格差の拡大について関心が高まる中、これを是正する手段として、社会保障への期待も高まっている。ただし、社会保障の持続可能性の観点から給付と負担のバランスが今日求められていることを踏まえて、世代間の公平性と世代内の公平性との両立が望まれている年金制度において、このような期待に応えるための年金改革の視点を見いだすために、「所得再分配調査」の再集計を行い、考察する。

## B. 研究方法

我が国の所得格差の実態を、高齢化、日本経済の変化及び労働市場の変化に関連させつつ概観するとともに、OECD諸国の不平等度の国際比較を用いて問題の重要性を把握する。その上で、所得の不平等度を測る指標としてしばしば用いられるジニ係数を、所得源泉別のジニ係数と各所得源泉の全所得のジニ係数に対する寄与度に分解するLerman and Yitzhaki(1985, 1989, 1994)の方法を用いて、「所得再分配調査」の当初所得に年金・恩給とその他の社会保障給付を加えた所得移転後の再分配所得を要因分解する。

## (倫理上への配慮)

本研究は、国立社会保障・人口問題研究所が指定統計調査調査票使用承認申請を行い、その承認を得た範囲で行った「所得再分配調査」個票データの再集計結果等を元に行ったものである。そのため、個票データの利用は行っておらず、個人情報保護等における倫理面での問題は発生しなかった。

## C. 研究結果

その結果、1990年代から2002年までの間、雇用所得の変化がジニ係数の増加にみられる格差拡大に寄与したのに対して、年金給付は、1994年の年金改革以来、報酬比例部分と基礎年金との比率が変化してきたため、再分配後の所得の不平等度を減少させるように寄与していることが示された。

## D. 考察

今日、世代間の公平性から見て、公的年金制度の現役世代から引退世代への再分配の役割には、疑問がもたれていることは事実である。しかし、現実には、常用労働者の平均賃金の高い大企業の方が企業年金を持っている企業の割合が高いという企業年金の普及状況における企業規模間格差がある。ま

た、企業年金の普及が企業規模が小ささいほど十分ではないという現状は、転職入職率が企業規模の小さい場合の方が大きい場合よりも高くなるという労働移動の企業規模間格差（表4）とともに重なって、離転職に伴う企業年金の積立金が転職先企業に移すことのできる携帯性（ポータビリティ）の確保が中小企業労働者ほどの困難であるという問題がある。このことは、従来の企業年金制度による引退後の所得格差は正には限界があることを示唆している。

#### E. 結論

世代間の公平性と年金財政の安定化にも資する給付の見直しのもとでも、基礎年金の財源を安定化させ給付を維持することにより、再分配効果が發揮され、世代間の公平性と世代内の公平性をバランスさせることのできる年金改革が、今後可能になることが期待される。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

金子能宏（2005）「少子高齢化社会の社会保障財政」『ジュリスト』2005.1.1-15号（No. 1282）

##### 2. 学会発表

なし

#### H. 知的所有権の取得状況

##### 1. 特許取得

なし

##### 2. 実用新案登録

なし

##### 3. その他

なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

（分担）研究報告書

所得分配の不平等化と貧困率の増加

（我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究）

分担研究者

橋木 俊詔（京都大学経済学部）

研究要旨：日本は不平等化社会になりつつある。それは、結果の平等と機会の平等の両方で進んでいる観がある。そこで、本研究では、結果の不平等、すなわち貧富の格差について、新しく利用が可能となった資料を用いて、ごく最近の現状を紹介した。日本の所得格差は先進諸国の中でも高い位置に達している。こうした背景には貧困の増加があるといえる。特に貧困は、高齢者と若年者、それに傷病者、障害者と母子家庭に集中していることがわかった。こうした点からすると、現代は貧困対策の必要性が高まっている時代であることが明らかになった。

A. 研究目的

日本は不平等化社会になりつつある、あるいは格差が拡大中である、との認識はほぼ定着した感がある。不平等、あるいは格差には、結果の不平等として象徴される所得分配の不平等化、あるいは貧富の格差が拡大中、という事象とともに、機会の不平等があり、これらは重要な概念である。

日本ではこれら2つの不平等、すなわち結果と機会の双方の分野において、不平等が進行中であると考えることができる。しかも、それらの不平等化があまり表面で語られることなく、いわば封印されながら進行中である。

そこで、本研究では、結果の不平等、すなわち貧富の格差について、新しく利用が可能となった資料を用いて、ごく最近の現状を紹介した。特に、国際比較の上で日本の地位の変化と貧困に関する日本のおかれた現状を議論する。

B. 研究方法

本研究では、2004年の末にOECD（経済協力開発機構）から公表された加盟各国の所得分配の現状を解析した調査結果に基づいて議論を進めた。データはOECDによりすでに集計されたものであり、個票データやそれに近いものではない。しかしながら、所得の定義や所得格差指標の算出方法等は、あらかじめ統一されたものであり、国際比較データとしてはルクセンブルク所得研究と同様に信頼度の高いものである。

（倫理上への配慮）

本研究は、OECDの研究報告書やその他の公表資料を活用して行ったものである。そのため、個票データの利用は行っておらず、個人情報保護等における倫理面での問題は発生しなかった。

C. 研究結果

所得格差の先進諸国間で国際比較を行うと、日本は所得分配の不平等度が高いグループに属していることである。先進諸国を所得分配の現状によって、(1)平等性の高い国、(2)中程度の国、(3)不平等性の高い国、の3種類に区分した場合、日本は明らかに(3)のグループに属する。それらは、ボルトガル、イタリア、アメリカ、ニュージーランド、イギリス、といった国々であり、日本は貧富の格差が大きい国に仲間入りしている。

また、貧困率について見ると、日本はOECD諸国の中で第5番目の高い貧困率の国ということである。第1位はメキシコの20.3%、第2位はアメリカの17.0%、第3位はトルコの15.9%、第4位はアイルランドの15.4%、そして日本は15.3%の第5位となっている。特に、高齢者や若年者、母子世帯で貧困率は高くなっている。

D. 考察

日本では、なぜこのような不平等化、あるいは貧富の格差が拡大したのか、様々な理由がある。例えば、高齢化の進展、能力・実績主義による賃金支払い制度の変化、不景気による失業者や低所得者の増加、政府の税・社会保障制度が不平等化を促進している、等々の理由がある。ここではこれらの理由

を包括的に議論するのではなく、1つのことに注目することができる。それは低所得者の増加、すなわち貧困層の増加ということである。高齢者その他に、疾病や障害により働くことができなくなる者が増えていること、若年層におけるフリーターの増大に見られるように就業機会が十分でないこと、離婚の増大等が貧困率を上昇させているものと思われる。

#### E. 結論

日本は貧富の格差が拡大中であるが、それを他の先進国との比較の上で評価してみると、所得分配の不平等度が高い国のグループに属していることがわかった。さらに、貧困者がどの程度存在しているか、という貧困率に注目すると、先進国の中でも最高の貧困率を示すグループに入っている。日本の貧困者は高齢者と若年者、それに傷病者、障害者と母子家庭に集中していることがわかった。貧困対策の必要性が高まっている時代である。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

橋木俊詔(2004)編『封印される不平等』東洋経済新報社。

##### 2. 学会発表

なし

#### H. 知的所有権の取得状況

##### 1. 特許取得

なし

##### 2. 実用新案登録

なし

##### 3. その他

なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

(分担) 研究報告書

所得格差の国際動向：経済協力開発機構の国際比較データから  
(我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究)

主任研究者

金子 能宏（国立社会保障・人口問題研究所）

分担研究者

小島 克久（国立社会保障・人口問題研究所）

山田 篤裕（慶應義塾大学経済学部）

**研究要旨：**我が国はこれまで、所得格差が小さい「平等社会」であると考えられてきた。その元になったのは、1976年の経済協力開発機構（以下、OECD）による研究であった。それ以来、約30年が経過し、我が国の所得格差の状況は大きく変わり、その背景に関する議論もいっそう盛んになって来たところである。そのような中、OECDは近年、加盟国の所得格差等に関する国際比較研究を進めており、2004年11月に最新の研究成果を完成させた。本研究班はこの研究報告書を入手し、OECD加盟国の所得格差の動向を把握を行い、その中の我が国の地位の検証を行った。

その結果、OECD加盟国では総じて所得格差は拡大傾向にあり、その中で我が国は中位にある。また、我が国の所得格差が拡大する速度は他の国々よりも緩やかなものである。しかし、G7諸国に限定すると大きな所得格差があることも明らかにされている。また、現役世代やひとり親世帯等の所得格差や低所得者の割合等の分析も行われており、所得格差是正のための政策には様々な集団に対する多様な政策が重要であることが示唆されていることを明らかにした。

A. 研究目的

我が国はこれまで、所得格差が小さい「平等社会」であると考えられてきた。その元になったのは、1976年の経済協力開発機構（以下、OECD）による研究であった。それ以来、約30年が経過し、我が国の所得格差の状況は大きく変わった。具体的には、厚生労働省「所得再分配調査」によるジニ係数は上昇傾向を示しており、橋木（1998）をはじめとして、所得格差に関する議論がいっそう盛んになって来たところである。

OECDでは、加盟国の所得格差等に関する国際比較研究を進めており、1996年には、1970年代から1990年頃にかけての研究成果を公表してきた。2004年11月には、最新の研究成果が完成したところである。この研究ではこれまでの分析の枠組みを引き継ぎつつ、分析の対象国を増やしている。その結果、クロスセクションで最大26カ国、時系列で最大で4時点（1970年代中頃、1980年代中頃、1990年代中頃、2000年頃）の分析が可能になっている。

本研究班はこの研究報告書を入手し、OECD加盟国の所得格差の動向を把握を行い、その中の我が国の地位の検証

を行った。

B. 研究方法

本研究では、上記研究の報告書を入手し、その中から必要なデータを引用・活用した。データはOECDによりすでに集計されたものであり、個票データやそれに近いものではない。しかしながら、所得の定義や所得格差指標の算出方法等は、あらかじめ統一されたものであり、国際比較データとしてはルクセンブルク所得研究と同様に信頼度の高いものである。

なお、我が国のデータは、平成14～15年度厚生労働科学研究「医療負担のあり方が医療需要と健康・福祉の水準に及ぼす影響に関する研究」で行われた厚生労働省「国民生活基礎調査」の再集計結果等が引用・活用されている。必要に応じてこれらの研究成果も活用した。

（倫理上への配慮）

本研究は、OECDの研究報告書、上記の厚生労働科学研究で国立社会保障・人口問題研究所が指定統計調査調査票使用承認申請を行い、その承認を得た範囲で行った上記個票データの再集計結果等を元に行なったものである。その

ため、個票データの利用は行っておらず、個人情報保護等における倫理面での問題は発生しなかった。

### C. 研究結果

分析結果は以下のようになる。

- ① OECD 加盟国の所得格差は1990年代後半から2000年頃にかけて緩やかな拡大傾向にあった。そのような中、我が国の所得格差はOECD加盟国の中でも中位にあり、所得格差拡大のテンポも小さい。しかし、G7諸国に限定すると大きな所得格差があること等が明らかになつた。
- ② 現役世代の所得格差は、年齢総数のそれと同様の傾向が見られた。現役世代の中で低所得層を少なくなる施策として、低賃金労働者や無職世帯に居住する者を減らす施策が有効である。
- ③ 子どもの低所得者の割合を見ると、年齢総数よりも大きく、我が国は諸外国よりも若干高めに位置している。子どものいる世帯のタイプ別に見ると、ひとり親で無業の世帯ほど低所得率が高い。税や社会保障による低所得減少機能がこの世帯に対しても働いているが、我が国の場合には諸外国と比べて相対的その程度が小さい。
- ④ 高齢者の所得水準は現役世代と比べて遜色のない水準（70～90%）にあり、我が国の場合には80%程度で安定している。高齢期の所得格差に影響を与えるものとして、家族形態や所得源としての社会保障給付や財産所得がある。こうしたことを見頭に置いて高齢者のジニ係数を見ると、OECD加盟国全体では、年齢総数と比べて小さい。ただし、我が国は反対の結果が得られた。

### D. 考察

我が国の所得格差は拡大傾向にあるが、OECD加盟国の中では中位にあり、突出して我が国の所得格差が大きいとはいえないことが確認された。また、高齢者の所得格差についても、我が国の状況がOECD加盟国の中では特有な位置にあることも明らかになった。そして、子どもの低所得率については、①その所属する世帯により大きく異なること、②税や社会保障による低所得減少機能が我が国では相対的に小さいことも明らかになった。

所得格差におけるOECD諸国との状況と共に我が国的位置がこれほど詳細に明らかになったことは、所得格差について精密な議論を行うための環境が一つ整ったものであると言える。高齢者の所得格差については、これが現役世代よりも大きくなるのは当然であるという見方をする場合がある。しかし、今

回の報告書はこの「当たり前」のことを否定する結果が示された。報告書にもあるように、高齢者の所得格差には家族構成、社会保障給付の役割等が大きく関係しており、これらのことの状況の違いを分析することで、高齢者の所得格差がなぜ生じるかを明らかにする手がかりを得ることができる。また、我が国をはじめ、OECD加盟国では少子・高齢化が進展しており、今後もその傾向が続くが、それでも人口の多くは現役世代で占められる。そういう意味では彼らの間における所得格差の状況やその背景等を明らかにすることが重要になる。その成果はどのような政策を取りることが所得格差の是正（過度な貧富の差の是正）に有効であるかを明らかにすることにもつながるものと思われる。

### E. 結論

我が国の所得格差は拡大傾向にあるものの、OECD加盟国の中で突出した地位にあるわけではないが、G7諸国に限定すると大きな所得格差であることは明らかになった。また、我が国では所得格差の主な要因である高齢者だけでなく、現役世代や子ども等の過度な所得格差等の分析が重要であり、活力ある社会を維持するための施策も重要なことが明らかになった。現在、「高齢社会対策大綱」、「青少年育成施設大綱」、「少子化社会対策大綱」等に基づく施策が実施されているところであるが、これらの施策が効果を發揮することがまずは期待されるものである。

### F. 健康危険情報

なし

### G. 研究発表

#### 1. 論文発表

なし

#### 2. 学会発表

小島克久「人口・世帯構造と所得格差」、日本人口学会第56回大会、2004年6月11日、東京大学。

Katsuhisa Kojima, "The trend of income difference in Japan", East-west center International Conference 2004 Tokyo, Aug. 3, Nihon University.

### H. 知的所有権の取得状況

#### 1. 特許取得

なし

#### 2. 実用新案登録

なし

#### 3. その他

なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

(分担) 研究報告書

資産格差の国際比較—ルクセンブルク所得研究における検討状況—  
(我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究)

分担研究者

小島 克久

(国立社会保障・人口問題研究所応用分析研究部第3室長)

**研究要旨：**我が国の所得格差に関する議論が盛んになっているが、特に、経済協力開発機構（OECD）やルクセンブルク所得研究（以下、LIS）で定められた枠組みの普及等により、包括的な所得格差の国際比較研究が可能になっているところである。その一方で、資産格差については、個々の国や特定の種類の資産を対象とした研究については、多くの蓄積があるが、包括的な国際比較研究はあまり行われてない。そのような中、LISでは、資産格差の包括的な比較研究を可能にすることを目標にして、「ルクセンブルク資産研究」検討グループ（以下、LWS）を設立し、2003年から必要な検討を進めてきた。本研究では、LWSにおける資産統計の検討結果を概観し、資産格差の国際比較の可能性についての考察を行った。

A. 研究目的

我が国の所得格差に関する議論が盛んになっているが、特に、経済協力開発機構（OECD）やルクセンブルク所得研究（以下、LIS）で定められた枠組みの普及等により、包括的な所得格差の国際比較研究を我が国を含めた形で進めることが可能になっているところである。その一方で、資産格差については、個々の国や特定の種類の資産を対象とした研究については、多くの蓄積があるが、包括的な国際比較研究はあまり行われてない。そのような中、LISでは、資産格差の包括的な比較研究を可能にすることを目標にして、「ルクセンブルク資産研究」検討グループ

（以下、LWS）を設立し、2003年から必要な検討を進めてきた。現在、参加国の確定（我が国は参加していない）、参加各国から提供されることが予定される資産統計の調査項目の整理等の検討が進められている。本研究では、LWSにおける資産調査の検討結果を概観し、資産格差の国際比較の可能性についての考察を行った。もし、我が国がこれに参加した場合、各との資産統計との共通点や相違点はどこにあるのかについても明らかにした。これにより、我が国を含めた形で資産格差の国際比較研究を行う際に留意すべき点についても考察した。

B. 研究方法

本研究では、LWSから公表されている

会議録や資料から、参加国の数の他、各國から提供が予定されている資産統計統計の名称、サンプル数、調査項目について分析することで、その準備の状況とデータベースが実現したときに留意すべき特質について考察した。我が国については、もしもこれに参加、あるいはこの分析の枠組みにあわせた分析を独自に行う場合に、どのように留意すべきかを総務省統計局「全国消費実態調査」や厚生労働省「国民生活基礎調査」の調査の概要や調査票の調査関係資料を用いて考察を行った。

（倫理面への配慮）

本研究は、LWSの公表資料や総務省統計局「全国消費実態調査」や厚生労働省「国民生活基礎調査」の調査関係資料を用いた考察であり、データを用いた分析ではない。そのため、個人情報保護等における倫理面での問題は発生しなかった。

C. 研究結果

結果をまとめると以下のようになる。  
①ルクセンブルク所得研究（LIS）では、ルクセンブルク資産研究（LWS）の検討グループを設置し、参加国を募り、各國から提供される資産統計について検討を行い、その調査項目の整理等を行ってきた。  
②調査の客体はほとんどが世帯であり、調査の周期も2~3年おきとなっていることから、1990年代後半といった時期

ならば、比較分析が可能な調査が集められている。ただし、サンプル数については、1000世帯から50000世帯と格差が大きい。

③調査項目について、まず金融資産について見ると、貯蓄預金や株式等はいずれの国においても調査項目に含まれている。その一方で、現金等について調査項目に含まれている国は少なかった。また非金融資産について見ると、居住用資産、事業用資産、車両については、どの国においても調査項目に含まれるが、貴金属のように一部の国でしか調査が行われていない調査項目もあった。

④そして、負債についてみると、住宅関係の借り入れ、割賦払いの負債、クレジットカードの負債が各国で共通して見られる調査項目であった。よって、資産格差を分析する際には、あらゆる種類の資産を包括的にその格差等を国際比較することは、極めて困難である。そのため、貯蓄等の特定の種類の資産に限定して国際比較を行うことが現実的であるといえる。

⑤我が国はLWSには参加していないが、もし、LWSの枠組みで調査項目を整理すると以下のようになる。

(1) 金融資産については、預貯金は金融商品の種類別よりは金融機関の種類ごと（郵便局、民間金融機関）に調査が行われている。また、株式は信託投資とあわせて調査されており、分割はできない。そのため、国際比較を行いう際には、これらを合わせて貯蓄とし、対応する各国の資産を比較分析することが望ましい。

(2) 非金融資産については、居住用の住居と耐久消費財（貴金属を除く）の調査が行われており、事業用資産は含まれていない。そのため、国際比較はこれらの種類のものに限定される。

(3) 負債は、住宅のための負債とその他の負債（割賦払いの負債）という他の国よりも簡便な構成となっている。そのため、国際比較に際して、包括的な分析はもとより、細かい負債の種類別の分析も困難な面がある。

#### D. 考察

我が国では少子・高齢化が進行しつつあり、今後もその傾向は継続するものと思われる。そのような中、高齢者の資産に着目することが多くなっている。我が国の家計部門の貯蓄残高は2004年9月末現在で1,411兆円と莫大な金額であり、この多くが高齢者によって保有されていると言われている。また高齢者世帯の持ち家率も83.9%と全世帯平均の61.2%よりも高い（総務省統

計局「平成15年住宅・土地統計調査」速報結果）。マクロで見れば、高齢者は相当な資産保有者であるといえることができる。しかし、ミクロの面で見ると、所得と資産との関係を議論するには、格差と同様に大きな格差がある。税や社会保険等の負担も思われる。そこで、所得と資産との関係を留意する必要がある。そのために、包括的な資産格差の分析を進めなければならない。特に、格差の議論をより冷静に行うためには、我が国の国際的な位置を把握する必要がある。それを可能にするのは、LWSのような国際的な基準に基づいて分析を行うことである。よって、資産格差の国際比較の枠組み等がLWSはもとより、OECD等で整備されることが望まれるものである。

#### E. 結論

資産格差の包括的な研究の国際的な枠組みは現在、検討途上にある。ところが、各國の資産統計の調査項目を見ると、各國による相違が大きく、現在のままでは、資産格差の国際比較は容易ではない。よって、こうした枠組みの完成が期待されるとともに、我が国のデータを用いて資産格差を分析、外國と比較を行い際には、所得格差以上の慎重さを持った分析が現在のところ必要である。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

1. 論文発表  
なし

2. 学会発表  
なし

#### H. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得  
なし
2. 実用新案登録  
なし
3. その他  
なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

(分担) 研究報告書

高齢者の世帯状態の分析－資産格差の視点から－

(「我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」分担研究)

分担研究者

小島 克久

(国立社会保障・人口問題研究所)

研究要旨：高齢者について根強く存在するイメージとして「経済的弱者」がある。しかし、高齢者の経済力には相当な格差があり、特に、貯蓄については、貯蓄がない者がいる一方で、1000万円を超える貯蓄を有する者も相当な割合で存在することが指摘されている。高齢者の経済力について、所得格差の分析は盛んに行われるようになっている。ところが、資産格差については、特定の種類の資産を対象とした研究については、多くの蓄積があるものの、資産統計の特徴として、貯蓄や住居の情報が世帯単位で調査されていること等により、資産格差の分析を個人単位で所得格差研究と同じ方法で行うには困難が伴う。そこで本研究では、高齢者がいる世帯の資産状態（資産の有無・金額階級別）の分析を行った。これにより、高齢者のストックで見た経済力の多様性を明らかにできる。資産には、貯蓄等の金融資産から、住居等の実物資産まで様々なものがある。そこで、官庁統計からその結果の利用が容易な貯蓄と住居について分析を行った。特に、貯蓄について、所得階層別、世帯の家族類型別、コーホート別の分析を行うことで、資産格差と所得格差等の関係を明らかにし、高齢者のストックで見た経済的な多様性について検証した。

A. 研究目的

高齢者について根強く存在するイメージとして「経済的弱者」がある。内閣府「年齢・加齢に対する考え方に関する意識調査」（2003年）によれば、高齢者のイメージとして「収入が少なく、経済的な不安が大きい」を選んだ者は33.0%に達している。ところが、「平成12年版厚生白書」や「平成14年版高齢社会白書」では、高齢者の経済力には相当な格差があるとしている。特に、貯蓄については、貯蓄がない者がいる一方で、1000万円を超える貯蓄を有する者も相当な割合で存在することが指摘されている。

高齢者の経済力について、所得格差の分析は盛んに行われるようになっている。ところが、資産格差については、特定の種類の資産を対象とした研究については、多くの蓄積がある。しかし、資産統計の特徴として、①貯蓄や住居の情報が世帯単位で調査されていること、②資産をどのように定義するかが統計や研究の目的等により異なること、③資産額の評価において、預貯金のように金額での評価が容易なものがある一方で、貴金属のようにその評価が困難な場合がある。このようなこと等に

より、資産格差の分析を個人単位で所得格差研究と同じ方法で行うには困難が伴う。

このように、包括的な資産格差の分析は困難な面があるが、「平成12年版厚生白書」では、世帯の所得階級、貯蓄階級別に高齢者の分布を分析している。このことから、世帯の資産状態別に高齢者や高齢者の世帯の分布状態を分析することで、高齢者の資産格差を分析することが現在の統計の枠組みにおいて現実的な手法ではないかと思われる。

そこで本研究では、高齢者の資産格差について、高齢者がいる世帯の資産状態（資産の有無・金額階級別）の分析を行う、これにより、高齢者のストックで見た経済力の多様性を明らかにできる。資産には、貯蓄等の金融資産から、住居等の実物資産まで様々なものがある。そこで、官庁統計からその結果の利用が容易な貯蓄と住居について分析を行った。特に、貯蓄について、所得階層別、世帯の家族類型別、コーホート別の分析を行うことで、資産格差と所得格差等の関係を明らかにし、高齢者のストックで見た経済的な多様性について検証した。

B. 研究方法

厚生労働省が医療生活有高必計土収のいり度方及成かる民・の、統・非帶つて15年ありに平豊関「引貯ま成務住果の差及びるに省をを。作總「結者格14~15年の水よある策効果態たを、表齢の担の活力方勞結状しトた」公高値負社」活の生計帶析一ま査(、価平療福研究め厚集世分亦。調果し産医・研究たた再のに一た態結用資は、「健康する研のれの者別コつ実の活のた。研究健する学築わ」齡級似行費」もそつ研究と関科構行査高階疑を消査)や行本科需響厚社」基礎で調、蓄の析国調表有をを。療影度齢究基しと者な「統統宅分析

(倫理上への配慮)

研究研申つには票に進け  
学問承でを結、さ究につ  
科口用囲果計り。研等か  
働人使範結集あいで護な  
労・票た計再でな用保し  
生障査得集のい活報生  
厚保調を再らもての情發  
の会査認のれるつ料人は  
記社調承タこよ行資個題  
上立計の一。には表、問題  
はて定、票れ形利のつで  
究い指い個わのの計よ面  
おが行記行表タ統。理  
本に所を上て計一庁た。倫  
等究請たし集デ官める

### C. 研究結果

分析結果は以下の通りである。

#### D. 考察

双住もも、蓄率の明世見独とる産、つせ着導上の居者差と、貯家他が独が单るある資く、さにをに宅にい格るにち、差単加齢あにのなる加産担上住宅不産する的持等格、增高が態者でえ増資負以蓄、世で資析体、るのはも、向状齡け与を、る定蓄、が、同別て、つた齡の、列善不はせ影なのに果されは額でと造いかつ高者り系改上加さなでそ障効想者産方差構お多かる齡あ時に有増化きか。保の予高齡資一格帶にが多す高つ。況保の悪大豊る会、それが高、る得世帶が属。つる状産帶をもがある社、とこのてい所。世世帶にたしい産資世態に産もや合、こ国といが、する。独い世型つ加て資、独状差資性税場い我がつ者しする單ない類な増れのえ單の格、能たたな我に在在少低族にがさ帶い齡有のり可ししら方する存存高がが家確帶通世は高保そまる目入が

## 高齢者に対する所得保障、雇用対策

等の方向性は2001年12月に改訂版が閣議決定された「高齢社会対策大綱」で明らかにされており、現在その方針に沿った形で施策が進められている。特に、経済的な自立の実現は、一定の所得（フロー）の確保とともに、貯蓄等（ストック）の蓄積にも機会を開き、このことは、資産保有の状況や格差も改善にも資するものと考えられる。資産格差が過度に開くことと防ぐとともに、活力ある社会を今後も実現していくには、こうした施策が効果を発揮することを期待するとともに、有効な施策の立案につながるような研究を進めていくことが重要ではないかと思われる。

#### E. 結論

高齢者の資産額から見た世帯状態は多様性がある。コートホールトで分析するところ、ほぼ1割程度の者が貯蓄なしであり、この割合を保ちながら高齢期に入っている。ただ、単独世帯に属する高齢者では、時系列では改善傾向にあるものの、貯蓄なしや低貯蓄層が多くなる。資産状態としては不利な姿が見られる。今後の、高齢化の進行、単独世帯の増加等の高齢者を巡る状況の変化の中で、高齢者の資産格差の問題は、所得格差と共に並んで大きな課題であるといえよう。こうした格差の存在を念頭に置いていた、社会保障制度の在り方の検討が進んだり、過度に低貯蓄層を発生させない一生を通じた各種の施策の効果が發揮したりすること等が望まれる。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

なし

##### 2. 学会発表

なし

#### H. 知的所有権の取得状況

##### 1. 特許取得

なし

##### 2. 実用新案登録

なし

##### 3. その他

なし